

学校いじめ防止等のための基本的な方針

及び 具体的な取り組み

長野県岡谷南高等学校

いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、しかも「いじめほどの学校にもどの生徒にも起こり得る」という認識をもち、豊かで温かい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を推進する。

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1. 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。

そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方へ転換して、教育活動にに取り組む。

2. いじめの認知

(1) いじめをとらえる視点～いじめの定義～

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき行うものとする。

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

その判断の際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

(2) いじめの様態

いじめの様態としては、以下のような様態が例としてあげられる。

- 言葉による脅し…欠点や弱みをとらえて威嚇される、冷やかしかからかい悪口を言われるなど
- 仲間はずし、集団からの疎外…話し合いからはずされる、無視されるなど
- 暴力をふるう等…ぶつかられる、叩かれる、殴られる、蹴られる、トイレに閉じこめられるなど
- 持ち物隠し等…金品を隠されたり、盗まれたり、汚されたり、捨てられるなど
- たかり、強要、命令…金品をたかられる、嫌なこと、恥ずかしいことをさせられたりするなど
- パソコン・携帯電話での中傷等…掲示板等で誹謗中傷されるなど

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「いじめ・不登校・特別支援教育対策委員会」「生徒指導係」「学年会」などの組織を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

また、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

認知に当たっては以下の点に配慮する。

- 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じた場合は、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

ア. いじめの背景

①地域社会

直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。

②家庭

心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

③学校

生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。

イ. いじめの構造の特徴

①繰り返し、継続性

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。

②「観衆」「傍観者」の存在

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

ウ. いじめる生徒の気持ち

「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、次のような原因が考えられる

- ①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情

3. 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方へ転換して、教育活動に取り組む。

(1) いじめの未然防止

- ①生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ②生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ③いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。
- ④生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ⑤いじめは決して許されないという共通認識に立ち、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行い、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑥保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配る。

- ②いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつ。
- ③一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。
- ④早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

- ①いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応する。そのために、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。
- ②いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

- ①いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。
- ②日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。
- ③いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

II いじめ防止等のための具体的な取り組み

1. 「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」の位置づけ

(1) 構成員

校長、教頭、1学年主任、2学年主任、3学年主任、養護教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、PTA会長、同窓会長

(2) 役割

「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」は計画立案と重大な事態発生時の対応および、いじめの被害にあった生徒の日常の学校生活への復帰を支援する役割を担う。日常の指導は生活指導係で行う。

- ・学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りと見直しを行う。
- ・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を生活指導係が集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・生活指導係で早期発見の情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。
- ・重大事態が発生した場合には、ただちに会を招集し、特別対応体制を整える。

2. いじめの未然防止・早期発見の取り組み

(1) いじめの未然防止の具体的な取り組み

① いじめの起きにくい学校、学級づくり

○授業中の生徒指導の充実

- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。

○学級活動

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・クラスマッチ、南高祭のクラス企画などクラスの生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

② 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

入学式での保護者への説明会、毎年行われるPTA総会、地区PTAなどにおいて本校の「いじめ防止のための基本方針」「いじめ対応ガイドライン」を示し、学校の取り組みの周知を図る。

③ 生徒の主体的活動の活用

- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
- ・生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

④ 職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルなどを含め人権の職員研修を年1回は行う。
- ・授業の規律を定めるとともに、児生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
- ・教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・授業アンケートを全職員実施し、生徒指導の視点から授業をふりかえる。

(2) いじめの早期発見の取り組み

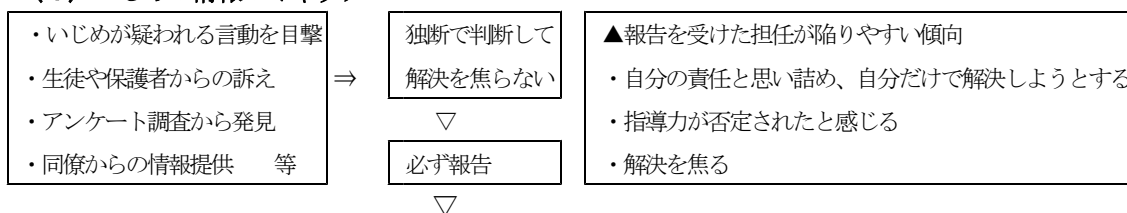
- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする。
- ・「担任」「クラブ顧問」「養護教諭」が最初の相談窓口となり、前述の担当に相談しにくい場合は、「教頭」「校長」も生徒の相談に対応する。
- ・「いじめ・不登校・特別支援教育対策委員会」「特別支援コーディネーター」は相談窓口の調整にあたりると同時に、直接相談にもあたる。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談出来ることを生徒、保護者に周知する。
- ・学校生活アンケート調査を7月と12月の2回実施し、必要な生徒との面談をおこなう。

(3) 学校の取り組みに対する評価

- ・前期の終わりに、保護者に対して学校の取り組みに関する評価のアンケートを実施する。
- ・年度末には、学校評議員に、学校自己評価の最終評価をお願いする。

3. いじめが起きたときの対応

(1) いじめの情報のキャッチ



ただちに、学年主任、生活指導主任、教頭に報告

(2) 対応チームの編成



*事案に応じて柔軟に編成する。

(3) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者 → 周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

— 事情聴取の際の留意事項 —

- ・全力で取り組むこと、守りきることを伝え、安心感を持たせる。
- ・先入観を持たずに聴き、勝手な解釈や批判はしない。
- ・性急に聴き出そうとせず、本人からの話をじっくり待つ。
- ・いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所時間帯などに配慮して行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

(4) いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

①被害者への対応

〈基本的な姿勢〉

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒に寄りそう。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。「いじめられた側にも問題がある」というような発言は絶対にしない。

〈支援〉

- ・学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感を回復できるよう、生徒の良さや優れているところを認め励ます。
- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるような教師の存在を教える。

〈保護者との連携〉

- ・事実が明らかになった時点で保護者と連絡をとり、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して生徒を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・対応を安易に終結せず経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②加害者への対応

〈基本的な姿勢〉

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、健全な人格の成長を促すため、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

〈指導〉

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめはけっして許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

〈保護者との連携〉

- ・保護者と連絡をとり、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- ・相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうとともに、保護者の心情も理解するよう努める。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

③周囲の生徒、傍観者への対応

〈基本な姿勢〉

- ・いじめは、クラスや学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。

〈指導〉

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

4. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの様態

- ① 掲示板・ブログ・プロフでの誹謗中傷の書き込み、個人情報の無断掲載、なりすまし、等
- ② メールでの誹謗中傷、チェーンメール、なりすましメール、等
- ③ その他（口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み、等）

(2) 対応の流れ

- ① ネットいじめの発見／生徒・保護者からの相談



- ② 書き込み内容の確認

- ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
- ・書き込み内容の保存（プリントアウト）
- ・携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する 等



- ③ 掲示板等の管理者に削除依頼

- ・「利用規約」等を確認の上、削除依頼を実施
- ・削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。



- ④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。

※削除されない場合は、依頼メールの内容などを確認する。それでも削除されない場合は、警察や法務局などに相談する。

(3) 指導のポイント

原則的には、上記「3. いじめが起きたときの対応」の(4)いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導」に沿って行う。

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板への書き込みは、匿名で行えるが、書き込みを行った個人は特定されること。書き込みが悪質な場合は犯罪となり、また書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、危険を回避することにつながる。

5. 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

※重大事態とは

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
 - ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手する。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

(2) 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ① 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ② 速やかに「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ③ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ④ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3) 調査委員会の設置

- ① 危機対応チーム（危機管理委員会）が事案の内容に鑑みて人員を選択して「調査委員会」を設ける。
- ② その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。
- ③ 組織の構成
公平性・中立性・客観性を確保するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとして、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

(4) 調査の実施

- ① 事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・ いつ（いつ頃から）
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような態様であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか
 - ・ 学校・教職員がどのように対応したかなどの最低限の項目は調査する。
- ② いじめられた生徒からの聴き取りとそのケア
 - ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行う
 - ・ 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ③ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ④ 自殺の背景調査における留意事項
 - ・ 生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
 - ・ 調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 - ・ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供
いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。
いじめ行為が
 - ・ いつ
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような態様であったか
 - ・ 学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

②情報提供にあたっては次のような配慮をする

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

③調査結果の報告

- ・調査結果については、県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(6) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6. いじめ防止等の取り組みの年間計画

| 月 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|----|---|--|--|
| 3 | ・入学予定者指導で新入生への啓発 | | |
| 4 | ・「いじめ防止基本方針」「生活指導の基本方針」の確認 ・携帯電話の使用についての講演会 ・「いじめ・不登校支援・特別支援教育委員会」は不定期で開催 | | ・入学式に於いて保護者への呼びかけ ・PTA総会に於いて「いじめ防止基本方針」の説明 ・授業公開 |
| 6 | | | ・PTA地区懇談会にて意見交換会で保護者と連携 ・学校評議員会 |
| 7 | | ・生活アンケートの実施 ・個人面談の実施 | ・保護者懇談会の実施 |
| 9 | ・人権教育の実施 | ・HRアンケートの実施 ・授業アンケートの実施 ・保護者アンケートの実施 | |
| 10 | | | ・保護者懇談会 |
| 11 | ・職員研修 | | ・学校評議員会 |
| 12 | | ・生活アンケートの実施 ・個人面談 | ・授業公開 ・保護者懇談会 |
| 1 | ・「いじめ・不登校支援・特別支援教育委員会」で1年間の取組の反省 | | |
| 2 | | ・HRアンケートの実施 ・授業アンケートの実施 | ・学校評議員会 |

